



Press Release

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局 発表 令和2年6月30日(火) 午前8時30分 解禁 担 京都労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長 堀 記子

当 安全専門官 河野 孝昭 電話 075-241-3216(ダイヤルイン)

令和元年(平成31年)の京都府下の労働災害発生状況をまとめました。 ~休業4日以上の死傷災害は減少も、死亡者数は大幅増加~

京都労働局(局長:金刺義行)は、このたび、令和元年(平成31年)の労働災害発生状況を別添のとおりとりまとめましたので、公表します。

第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、引き続き重点業種対策や高年齢労働者対策などに取り組んでまいります。

令和元年(平成31年)の労働災害による死亡者数は48人(対前年比 39人増)、休業4日以上の死傷者数は2,389人(対前年比 89人減)となりました。死亡災害について、放火事件での死亡者数を除いても12人となり、前年より3人増加しました。労働災害発生状況の概要は次の通りです。

- 1) 業種別にみると、製造業(448人①)、運輸業(369人①)、商業(358人①)、保健衛生業(317人)、建設業(268人⑦)の順であった。〇数字は死亡者数 運輸業のうち陸上貨物運送事業では250人と前年より50人減少、死亡災害はゼロであった。
- 2) 事故の型別では、「転倒」が 456 人(19.1% 対前年比 36 人減) と前年より減少しているものの依然最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」が 415 人(17.4% 22 人増)、「墜落・転落」が 387 人(16.2% 91 人減) となっており、「墜落・転落」災害が減少した一方で、「動作の反動・無理な動作」(腰痛等)の増加が目立った。
- 3) 年齢別では、60歳以上が583人で、前年より23人減少しているものの全体の24.4%、 概ね4分の1を占めている。
- 4) 災害の程度としては、53.6%の被災者が 1 か月以上の休業(死亡を除く) を要していた。
- 5) 事業場規模別では、従業員数 50 人未満の事業場での発生が 1,375 人で全体の 57.6%、 概ね 6 割を占めている

7月1日から「令和2年度 全国安全週間(第93回)」です。

エイジフレンドリー職場へ!みんなで改善 リスクの低減

添付資料

別添 令和元年(平成31年)労働災害発生状況の分析

資料1 京都府内の業種別労働災害発生状況 令和元年 確定版

資料 2 令和元年 死亡災害発生状況

資料3 令和元年 死亡災害一覧

資料4 令和元年 労働災害発生状況 (グラフ)

資料 5 エイジフレンドリーガイドライン (パンフレット)

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

令和元年(平成31年)労働災害発生状況の分析

令和2年6月 京都労働局

1 概況

京都府下の令和元年(平成31年)の労働災害による被災者数は、休業4日以上の死傷災害(以下「死傷災害」という。)は2,389人(前年比-89人、3.6%減)、と減少した一方、死亡災害が48人(前年比+39人、433%増)と大幅に増加した。大幅増となった原因は、令和元年7月に発生した放火事件によるものであるが、放火事件での死亡者を除いても12人と前年より3人増加となっている。

全国における令和元年(平成31年)の労働災害による被災者数は、死傷災害が125,611人(前年比-1,718人、1.3%減)、死亡災害が845人(前年比-64人、7.0%減)といずれも減少となり、死亡者数は2年連続で過去最少となった。

「第 13 次労働災害防止計画」(平成 30 年度~令和 4 年度)において、死亡者数については、目標 [平成 29 年比で死亡者数を 15%以上減少させる (978 人→831 人以下とする。)。]達成に向け、着実 に減少しているが、死傷者数については平成 29 年度 (120, 460 人)と比較し、未だ多くの業種において増加する結果となった。

一方、京都府下の死傷災害は、増減を繰り返しながら長期的には減少し、平成28年に2,296人と過去最低となるも、その後も増減を繰り返している。近年、運輸業、第三次産業は増加傾向にあったが、運輸業については減少となった。

「第 13 次労働災害防止推進計画」(以下「13 次防」という。)において、死亡者数については目標 [12 次防期間と比較して 15%以上減少させる (83 人→70 人)]達成が非常に厳しい状況となった。

	令和元年	平成 30 年	増減(%)	平成 29 年
死亡災害(人)	48	9	+433	21
休業4日以上の死傷災害(人)	2389	2478	-3.6	2430

表 1 死亡災害・死傷災害発生状況

(1) 死亡災害 ※1 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計

業種別では、建設業 7 人(+4)、製造業 1 人(±0)、運輸交通業 1 人(±0)、商業 1 人(-3)、清掃・と畜業 1 人(+1)、その他 37 人(+37)となっている。

事故の型別では、「墜落・転落」5人(+3)、「飛来・落下」2人(+2)、「交通事故」2人(-1)、 「崩壊・倒壊」1人(±0)、「激突され」1人(+1)、「高温・低温の物との接触(熱中症)」1人 (+1)、「火災」36人(+36)である。

「墜落・転落」のうち4人が建設業(建築工事業)である。

表 2 業種別死亡災害発生状況

	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	合計	13 次防目標値
全産業	20	8	21	9	48	57	70
建設業	7	2	10	3	7	10	22
製造業	2	0	3	1	1	2	8
林業	1	1	0	0	0	0	3
商業	3	1	2	4	1	5	_
運輸交通業	5	1	4	1	1	2	_
清掃業	0	0	1	0	1	1	_
警備業	0	0	1	0	1	1	_
映画・演劇業	0	0	0	0	36	36	_

(2) 死傷災害 ※2 労働者死傷病報告をもとに、休業4日以上の死傷者数を集計

業種別では、多い方から、①製造業 448 人 (構成比 18.8%)、②運輸業 369 人 (同 15.4%)、③ 商業 358 人 (同 15%)、④保健衛生業 317 人 (同 13.3%)、⑤建設業 268 人 (同 11.2%)の順である。製造業・商業については人数は減少しているが構成比は増加、保健衛生業は人数・構成比ともに増加し、建設業・運輸業は人数・構成比ともに減少した。建設業のうち建築工事業は 42 人 (一20.8%)と大幅に減少した一方、保健衛生業は 29 人 (+10.1%)の増加となった。

表 3 業種別死傷災害発生状況

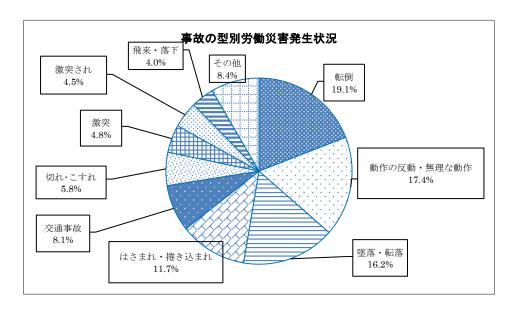
											13 次防
		休業4日以上の死傷災害									
	件数 対前年増減率(%)										
	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	27 年/26 年	28 年/27 年	29 年/28 年	30 年/29 年	元年/30 年	
全産業	2468	2296	2430	2478	2389	6. 2	-7. 0	5. 8	2. 0	-3. 6	2308
製造業	466	435	483	458	448	10. 2	-6. 7	9. 9	-5. 2	-2. 2	
建設業	308	271	304	296	268	-12. 7	-12. 0	12. 2	-2. 6	-9. 5	
運輸業	426	410	412	430	369	5. 2	-3.8	0.5	4. 4	14. 2	
陸上貨物運送事業	283	252	275	300	250	5. 2	-11.0	9. 1	9. 1	-16. 7	減少させる
林業	37	36	26	30	26	2.7	-2.7	-27. 8	15. 4	-13. 3	
小売業	259	232	257	248	254	-4. 4	-10. 4	10.8	-3. 5	2. 4	減少させる
社会福祉施設	225	216	211	214	232	25. 7	-4.0	-2.3	1.4	8. 4	減少させる
飲食店	123	117	118	136	114	13. 9	-4.9	0. 9	15. 3	-16. 2	減少させる

[※]陸上貨物運送事業…運輸業のうち、「道路貨物運送業」及び「陸上貨物取扱業」

事故の型別では、①通路等での「転倒」456人、②腰痛などの「動作の反動・無理な動作」415人、③「墜落・転落」387人、④動力機械等による「はさまれ・巻き込まれ」280人、⑤交通事故194人となっている。前年に比べ大きく減少しているものの、発生件数は依然として転倒災害の占める比率は高くなっている。

表 4	事故の型別死傷災害発生状況
2 00 4	争取の全別犯病火音先生仏 池

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	転倒	456	19. 1%	-36
2	動作の反動・無理な動作	415	17. 4%	+22
3	墜落・転落	387	16. 2%	-91
4	はさまれ・巻き込まれ	280	11. 7%	+6
5	交通事故 (道路)	194	8. 1%	-11

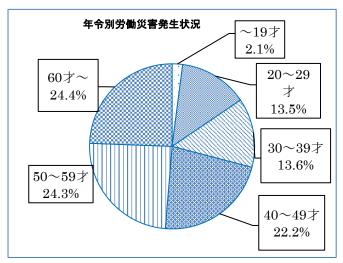


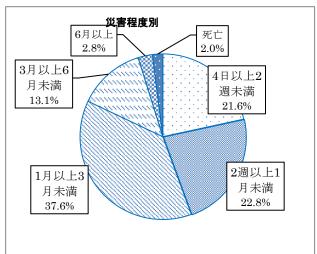
年齢別では、60歳以上が583人で全体の24.4%を占めている。

災害の程度としては、休業 1 月未満の災害が全体の 44.4%を占めている一方、死亡を除く 1 か 月以上の休業を要する災害は 53.6%を占めている。

表 5 年齢別及び災害程度別死傷災害発生状況

	発生件数	構成比	増減		発生件数	構成比	増減
60 歳~	583	24. 4%	-23	4日以上2週未満	516	21.6%	-4
50 歳~59 歳	580	24. 3%	-13	2週以上1月未満	545	22. 8%	-2
40 歳~49 歳	531	22. 2%	-19	1月以上3月未満	899	37. 6%	-101
30 歳~39 歳	324	13.6%	-27	3月以上6月未満	314	13.1%	-24
20 歳~29 歳	322	13.5%	±0	6 月以上	67	2.8%	+3
~19歳	49	2.1%	- 7	死亡	48	2.0%	+39





また、事業場規模別では従業員数 30 人未満の事業場での発生が 1,031 人で全体の 43.2%、50 人 未満の事業場で 1,375 人と全体の 57.6%を占めている。

災害発生月でみると、12 月以外は月 200 件前後(うち 4 月・6 月・7 月・8 月・10 月は 200 件超) となっている。また、年度前半である第 1 四半期及び第 2 四半期においては 600 件を超える状況と なっている。

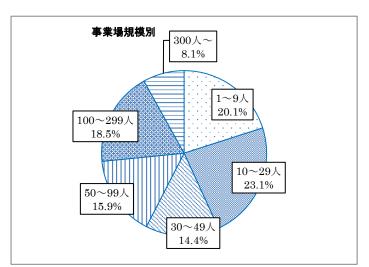
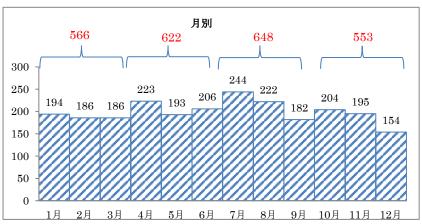


表 6 事業場規模別発生状況

人数	発生件数
1~9	479
10~29	552
30~49	344
50~99	379
100~299	442
300~	193
合計	2389



2 第13次労働災害防止推進計画重点業種の災害発生状況

13次防における重点業種の労働災害防止目標は下記表7及び表8に示す通りである。「死亡災害」と「死傷災害」それぞれ重点業種を定めている。

表 7 重点業種別目標 (死亡災害)

	12 次防期間		13 次防期間目標
全産業	83 人	⇒	70 人
建設業	26 人	⇒	22 人
製造業	10 人	⇒	8 人
林業	4 人	⇒	3 人

*12次防期間中と比較して13次防期間中の死亡者数を15%以上減少させる

表 8 重点業種別目標 (死傷災害)

	2017年		2022 年目標					
全産業	2, 430 人	⇒	2, 308 人					
陸上貨物運送事業	267 人	⇒	減少させる					
小売業	248 人	⇒	減少させる					
社会福祉施設	204 人	⇒	減少させる					
飲食店	113 人	⇒	減少させる					

*2017年と比較して 2022年までに休業4日以上 の死傷災害を<u>5%以上</u>減少 させる。

(1) 建設業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害は7人で前年より4人増加、死傷災害は268人で前年より28人(9.5%)減少した。
- 死亡災害は、「墜落・転落」4人、「飛来・落下」2人、「崩壊・倒壊」1人である。
- 死傷災害は、「墜落・転落」が最多(92 人←前年 109 人)であり、続いて「挟まれ・巻き込まれ」(34 人←前年 30 人)、「切れ・こすれ」(26 人←前年 35 人)、「転倒」(24 人←前年 14 人)、「飛来・落下」(23 人←前年 27 人)、「動作の反動」(23 人←前年 17 人)となっている。

建設業の死亡災害は7人と、前年の3人から4人の増加となった。7人中6人が建築工事業(うち木造家屋建築業:1人←前年0人)であり、これも前年より4名増加している。また、死亡災害7人中4人が「墜落・転落」、2人が「飛来・落下」、1人が「崩壊・倒壊」によるものであった。

死傷災害は、労働者死傷病報告による統計を使用し始めた平成 12 年の 672 人以降減少傾向にあり、その後増減はあったが、平成 30 年には 300 人を下回り、令和元年は 268 人と過去最低となった。

建設業の中で、死傷災害の発生が最も多いのは建築工事業 160 人で、建設業の 59.7%を占めているが、前年よりは 42 人減少(160 人←前年 202 人、前年比-20.8%)した。また、建築工事業の中でも木造家屋等建築工事業では、死傷災害は 33 人と大幅に減少 (33 人←前年 57

人、前年比-42.1%)、死亡災害は1人(前年1人)であった。

土木工事業では死傷災害は48人と2人(4%)の減少にとどまった。

その他の建設業では死傷災害は60人で16人(36.4%)の増加となった。

事故の型としては、「墜落・転落」が 92 人で全体の 34.3%を占め、次いで「挟まれ・巻き込まれ」が 34 人 (12.7%)、「切れ・こすれ」26 人 (9.7%)、「転倒」24 人 (9%) と続く。

「墜落・転落」は、全業種では 387 人であり、このうち 92 人 (23.8%) を占めている状況である。

表 9	事故の型別死亡災害発生状況及び事	『故の型別死傷災害発生状況(建設業)
-----	------------------	--------------------

	死亡災害 死傷災害						
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減
1	墜落・転落	4	1	墜落・転落	92	34. 3%	—17
2	飛来・落下	2	2	挟まれ・巻き込まれ	34	12. 7%	+4
3	崩壊・倒壊	1	3	切れ・こすれ	26	9. 7%	-9
			4	転倒	24	9.0%	+10
			5	飛来・落下	23	8.6%	-4

建設業を取り巻く状況として、令和元年の京都府の設備投資の建築物着工面積、住宅投資の着工新築住宅戸数、公共投資の公共工事前払補償請負金額の前年比と全国数値の前年比と 比較すると、全国的には増減にばらつきがあるが、京都府内の設備投資、住宅投資、公共投資のいずれも全国数値の前年比を上回っていることが確認できる。特に、設備投資の比率が 昨年に比べて大きく増加している。

建設業においては、設備投資、住宅投資が増加していることから、建築工事の典型的な事故の型である墜落による死亡災害が増加した要因と考えられる一方で、全般的に労働災害が減少傾向にあるのは、装備・装具、環境の改善や安全意識の高揚などの業界全体での安全対策の底上げ等が考えられる。

表 10 設備投資・住宅投資・公共投資の状況 (出典 京都府経済の動向・令和 2 年 5 月報告)

	設備投資(建築	物着工面積)	住宅投資(着	工新築住宅	公共投資(公共工事前払保証請		
	単位㎡		戸数) 単	単位 戸数	負金額)	単位 百万円	
	全国	京都	全国	京都	全国	京都	
30 年	12, 393, 088	196, 926	942, 370	14, 704	13, 920, 955	199, 907	
元 (31) 年	11, 026, 824	283, 982	905, 123	15, 600	14, 838, 430	212, 929	
元年/30年	89.0%	144. 2%	96.0%	106. 1%	106.6%	106. 5%	

(2) 製造業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害は1人で、前年と同数、死傷災害は448人で、前年より10人(3.6%)減少した。
- 死亡災害は工場内での熱中症である。
- 死傷災害は、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が最多(144 人←前年 116 人)であり、続いて「転倒」(82 人←前年 102 人)、「動作の反動・無理な動作」(49 人←前年 50 人)となっている。

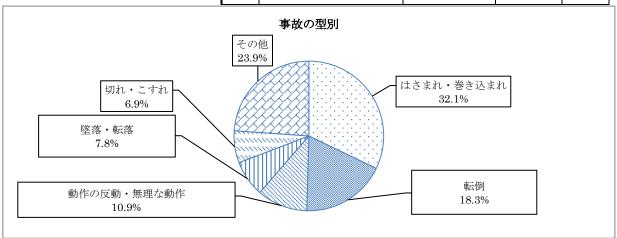
製造業の死亡災害は、1人(40代男・100人~299人規模・紙加工品製造業)と、前年と同数であった。死亡原因は、熱中症であった。

死傷災害の内訳では①食料品製造業 148 人 (前年比-5 人)、②金属製品製造業 58 人 (前年比+12 人)、③一般機械器具製造業 44 人 (前年比-1 人) の順となっている。

死傷災害の事故の型では「はさまれ・巻き込まれ」が 144 人と全体の 32.1%を占める。前年と比較して 28 人の増加となった。「転倒」は、20 人減少(前年比-19.6%)減少しているが、全体の 18.3%を占めており、製造業の中では 2 番目に多い。次いで、「動作の反動・無理な動作」が 49 人で 1 人減少、「墜落・転落」は 35 人で、おおよそ半減の 32 人の減少、「切れ・こすれ」では 8 人減少した。

表 11 事故の型別死亡災害発生状況及び事故の型別死傷災害発生状況(製造業)

	死亡災害	F	死傷災害						
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減		
1	熱中症	1	1	はさまれ・巻き込まれ	144	32. 1%	+28		
			2	転倒	82	18.3%	-20		
			3	動作の反動・無理な動作	49	10.9%	-1		
			4	墜落・転落	35	7.8%	-32		
			5	切れ・こすれ	31	6.9%	-8		



製造業の死傷災害は、前年より減少したとはいえ、-10人と小幅である。金属製品製造業は +12人(58人←前年46人)、繊維工業・繊維製品製造業は+10人(25人←前年15人)と増加、減少幅が大きかったのはその他の製造業の-22人(29人←前年51人)であった。

表 12 製造業における労働災害発生状況の推移

	27 年	28 年	29 年	30 年	元年
製造業	466	435	483	458	448
食料品製造業	132	143	151	153	148
繊維工業・繊維製品製造業	22	15	26	15	25
木材・木製品等製造業	22	19	27	18	14
パルプ・紙・印刷・製本業	31	29	39	26	29
化学工業	30	20	24	29	30
窯業土石製品製造業	18	18	16	13	10
鉄鋼・非鉄金属製造業	19	15	9	11	16
金属製品製造業	63	54	63	46	58
一般機械器具製造業	47	23	37	45	44
電気機械器具製造業	21	30	27	28	30
輸送用機械等製造業	16	13	18	21	13
電気・ガス・水道業	5	4	0	2	2
その他の製造業	40	52	46	51	29

表 13 鉱工業生産指数(平成 27 年=100)

		京都		全国
31	+ヒ*/-	前年同月	+15 米4	前年同月
年	指数	変化率	指数	変化率
1	93. 9	△3.9	102. 3	0. 2
2	93. 6	△4.1	103. 3	△0.7
3	89. 5	△11.0	102. 8	△4.1
4	90.8	△8.6	102. 7	△0.7
5	90. 9	△9.7	104. 2	△1.9
6	87. 5	△10.3	101.5	△3.9
7	92. 9	△4.5	102. 2	0.8
8	89. 3	△10.5	100. 5	△5.5
9	92. 8	△4.6	102. 4	1. 2
10	86. 7	Δ11.8	98. 3	△8. 2
11	83. 0	△14.2	97. 7	△8.5
12	90. 3	△3.0	97. 9	△3.7

※平成31年の鉱工業生産指数によれば、比較対象としている平成27年に比べ、京都では年間を通じて低く、また、前年同月比率においても年間を通じてマイナスとなっている(全国では27年比指数で9月までは高く、対前年同月比率においてもプラスの月がある。

表 14 雇用保険産業別的適用状況(製造業)

		適用事業所数	被保険者数
平成 30 年	全体	44, 282	746, 423
3月末	製造業	6, 316	184, 234
平成 31 年	全体	44, 762⊅	754, 232 <i></i> Ĵ
3月末	製造業	6, 249⊋	186, 536⊅
令和2年	全体	45, 156 <i></i> ⊅	763, 960⊅
3月末	製造業	6, 187⊋	188, 005⊅

※雇用保険産業別適用状況によれば、直近3か年において、製造業の適用事業所数は減少しているが、被保険者数は増加している。

(3) 林業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害は0人で、3年連続ゼロとなった。
- 死傷災害は26人で前年より4人(13.3%)減少した。
- 死傷災害は、「激突され」(5人←前年4人)、「切れ・こすれ」(4人←前年7人)、「飛来・落下」(4人←前年7人)となっている。
- 起因物では、「環境等」(18 人←前年 12 人)、「木材加工用機械」(5 人←前年 6 人)、
 「用具」(3 人←前年 4 人) が続くが、「環境等」は全体の 69.2%を占めている。

(4) 陸上貨物運送事業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害はゼロで、前年より1人減少、死傷災害は250人で前年より50人(16.7%)
 減少した。
- 死傷災害の事故の型では、「墜落・転落」が最多(70 人←前年 90 人)であり、続いて「動作の反動・無理な動作」(49 人←前年 51 人)、「はさまれ・巻き込まれ」(34 人←前年 45 人)、「転倒」(23 人←前年 38 人)、「激突」(23 人←前年 23 人)、「交通事故」(16 人←前年 13 人)、となっており、「交通事故」以外は減少若しくは横ばいとなった。

死亡災害は、0人で、平成10年以降ゼロとなるのは初めてのことである。陸上貨物運送事業における死亡災害は、この10年においては平成26年の5人が最多となっている。

死傷災害の事故の型ではトラック及びプラットホーム等からの「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作 (腰痛)」、動力運搬機に「はさまれ・巻き込まれ」等が上位を占めている。 「墜落・転落」や「転倒」は前年より大きく減少している。

なお、国土交通省の自動車輸送統計月報によると、一般貨物トラック事業者の輸送量は近畿においては、3・8・10・11・12月の5か月間、前年比で減少しているが、年間平均では前年度輸送量を超えている。

陸上貨物運送事業での作業のうち、荷役作業は自社の管理下にない荷主先で行われること が多く「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく指導を災害 防止団体と連携し行ってきた。輸送量の増減にかかわらず、これらに取組むことが災害減少の一因と考えられる。

表 15 事故の型別死傷災害発生状況(陸上貨物運送事業)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	墜落・転落	70	28.0%	-20
2	動作の反動・無理な動作	49	19.6%	-2
3	はさまれ・巻き込まれ	34	13.6%	-11
4	転倒	23	9. 2%	— 15
4	激突	23	9. 2%	±0
5	交通事故	16	6.4%	+3

表 16 一般貨物トラック輸送量 (出典 国土交通省自動車輸送統計月報)

2019	年	1月	2 月	3月	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	平均
前年同月	全国	101.1	100. 2	100. 2	100. 9	97. 2	96. 5	100. 1	97. 4	103. 6	95. 4	96. 5	95. 7	98. 7
比(%)	近畿	105. 5	103. 8	98. 6	104. 1	101. 7	104. 1	107. 3	99. 1	102. 0	98. 4	97. 1	99. 6	101.8

(5) 小売業の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死亡災害は1人で、前年と同数、死傷災害は254人で前年より6人(2.4%)増加した。
- 死亡災害は、新聞販売業での交通事故(道路からの転落)によるものであった。
- 死傷災害は、「転倒」が最多(64人←前年76人)であり、続いて「動作の反動・無理な動作」(50人←前年39人)、「交通事故」(36人←前年26人)、「墜落・転落」(34人←前年32人)、「切れ・こすれ」(19人←前年21人)となっている。

死亡災害については、新聞配達業の死亡災害が、平成 22 年以降では 24 年を除き、毎年発生している。平成 25 年以降では 9 人に達し、うち 6 名は 60 歳以上の高年齢労働者である。

死傷災害は、4月~8月の間が前年と比べ増加している。消費税引き上げ前の駆け込み需要も一因と考えられる。

「転倒」災害は12人の減少となっているが、災害全体に占める割合は依然高い。

表 17 事故の型別死亡災害発生状況及び事故の型別死傷災害発生状況(小売業)

	死亡災害	F	死傷災害						
	事故の型	発生件数		事故の型	発生件数	構成比	増減		
1	交通事故	1	1	転倒	64	25. 2%	-12		
			2	動作の反動・無理な動作	50	19.7%	+11		
			3	交通事故	36	14. 2%	+10		
			4	墜落・転落	34	13.4%	+2		
			5	切れ・こすれ	19	7.5%	-2		

(6) 社会福祉施設の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死傷災害は 232 人で前年より 18 人(8.4%) 増加した。
- 死傷災害の発生原因は、「動作の反動・無理な動作」(84 人←前年 71 人)、「転倒」(57 人←前年 52 人)「交通事故」(32 人←前年 31 人)、となっており、いずれも増加した。

死傷災害は、平成 27 年以降 220 人前後で推移してきたが、平成 29 年からは 2 年連続で増加し、令和元(平成 31) 年は 232 件となった。

事故の型では例年同様、「動作の反動・無理な動作(腰痛)」、「転倒」、「交通事故」が上位を占めているが、特に「腰痛」が13人、「転倒」が5人増加していることが、全体の災害増加原因となっている。

なお、京都府高齢者健康福祉課発表統計によれば、京都府内の介護サービス事業所の指定数は、近年増加を続けていたが、平成30年度には減少に転じている。一方、要介護等認定者数は、増加し続けており、介護労働者にかかる負担度合いが高まることが想定される。

表 18 事故の型別死傷災害発生状況(社会福祉施設)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	動作の反動・無理な動作	84	36. 2%	+13
2	転倒	57	24. 6%	+5
3	交通事故 (道路)	32	13.8%	+1
4	墜落・転落	24	10. 3%	+1

表 19 京都府 要介護等認定者数 ※京都府高齢者健康福祉課発表統計

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援		38, 280	39, 808	40, 440	40, 408	44, 594
要介護	1 ~ 2	50, 167	52, 258	54, 440	56, 449	57, 016
	3 ~ 5	48, 755	49, 429	50, 171	51, 313	52, 224
合言	†	137, 202	141, 495	145, 051	148, 170	153, 834

表 20 京都府 介護サービス事業所指定状況 ※京都府高齢者健康福祉課発表統計

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	度	度	度	度	度
居宅サービス等事業所	13, 338	13, 611	13, 672	13, 819	12, 555
介護保険施設	250	252	253	252	250
合計	13, 588	13, 863	13, 925	14, 071	12, 805

(7) 飲食店の労働災害発生状況

(ポイント)

- 死傷災害は 114 人で前年より 22 人(16.2%)減少した。
- 死傷災害の発生原因は、「切れ・こすれ」(27 人←前年 37 人)、「転倒」(20 人←前年 22 人)、「高温・低温の物との接触」(18 人←前年 20 人)、「動作の反動・無理な動作」
 (14 人←前年 12 人)、となっており、「動作の反動・無理な動作」以外は減少している。

飲食店における死傷災害は、「切れ・こすれ」、「転倒」、「高温・低温の物との接触」は減少 し、「動作の反動・無理な動作」は増加した。

飲食店の災害の特徴は、他の業種と比較して若年層の比率が高いことで、全業種では 20 歳未満の労働者が死傷災害に占める割合は 2.1%であるのに対して、飲食店では 12.3%を占め、全業種の 20 歳未満の被災労働者の 28.6%を占めている。

安全衛生教育の行き届いていない、アルバイト等が業務に従事して被災していることも一 因と考えられる。

表 21 事故の型別死傷災害発生状況(飲食店)

	事故の型	発生件数	構成比	増減
1	切れ・こすれ	27	23. 7%	-10
2	転倒	20	17. 5%	-2
3	高温・低温の物との接触	18	15. 8%	-2
4	動作の反動・無理な動作	14	12. 3%	+2

表 22 年令別労働災害発生状況

	~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60 歳
飲食店	12. 3%	21.9%	13. 2%	16.7%	22.8%	13. 2%
全業種	2. 1%	13.5%	13.6%	22. 2%	24. 3%	24. 4%

資料1

京都府内の業種別労働災害発生状況

令和元年 確定版 (対前年比較)

14	イロノし イト 1	正人しん		刊十九牧		京都美	例 局
区分	休業	4日以上	の死傷	災害	死	亡災	害
業種	元年	30年	対前年 増 減	増減率 (%)	元年	30年	対前年 増 減
全 産 業	2,389	2,478	-89	-3.6	48	9	39
製造業	448	458	-10	-2.2	1	1	
食 料 品 製 造 業	148	153	-5	-3.3			
繊維工業·繊維製品製造業	25	15	10	66.7			
木材・木製品・家具等製造業	14	18	-4	-22.2			
パルプ・紙・印刷・製本業	29	26	3	11.5	1		1
化 学 工 業	30	29	1	3.4			
窯 業 土 石 製 品 製 造 業	10	13	-3	-23.1			
鉄 鋼・非 鉄 金 属 製 造 業	16	11	5	45.5			
金属製品製造業	58	46	12	26.1			
一般機械器具製造業	44	45	-1	-2.2			
電気機械器具製造業		28	2	7.1			
輸送用機械等製造業	13	21	-8	-38.1		1	-1
電気・ガス・水道業	2	2	±0				
その他の製造業	29	51	-22	-43.1			
鉱業	1	2	-1	-50.0			
建設業	268	296	-28	-9.5	7	3	4
土 木 工 事 業	1	50	-2	-4.0	1	1	_
建築工事業		202	-42	-20.8	6	2	4
木造家屋等建築工事業			-24	-42.1	1		1
その他の建設業	60	44	16	36.4			
運輸業	369	430	-61	-14.2	1	1	
鉄道等・道路旅客運送業	117	129	-12	-9.3	1		1
道路貨物運送•陸上貨物取扱業	250	300	-50	-16.7		1	-1
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	1	100.0			
農林·畜産·水産業	64	77	-13	-16.9			
林 業		30	-4	-13.3			
商業	358	363	-5	-1.4	1	4	-3
小		248	6	2.4	1	1	
金融・広告業		23	9	39.1			
保健衛生業		288	29	10.1			
社会福祉施設		214	18	8.4			
接客娯楽業		223	-29	-13.0			
旅館業		43	-5	-11.6			
飲食店		136	-22	-16.2			
ゴルフ場の事業		15	3	20.0	-		
清掃・と畜業		121	-2	-1.7	1		1
ビルメンテナンス業		55	-2	-3.6			
産業廃棄物処理業	<u> </u>	30	-3	-10.0	1		1
その他		197	22	11.2	37		37
<u></u> 警	32	32	± 0		1		1

※ 休業4日以上の死傷災害数は<mark>労働者死傷病報告</mark>による。 死亡災害数は<mark>死亡災害報告</mark>による。

令和元年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

資料 2

京都労働局

1 業種別発生状況

			令和元年	平成30年	増減
全	産	業	48	9	39
製	造	業	1	1	
鉱		業			
建	設	業	7	3	4
運	輸	業	1	1	
農林	・畜産・カ	k 産 業			
商		業	1	4	-3
そ	の	他	38		38

業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	<u>未性別先生状況のプラウ、建议未の内別</u>							
	<u></u>			/	令和元年	平成30年	増減	
建	設	業	総	計	7	3	4	
土	木	エ	事	業	1	1		
建	築	エ	事	業	6	2	4	
	木	造家屋等	建築工事業	É	1		1	
そ	の他	の	建設	業				

3 起因物別労働災害発生状況

						令和元年	平成30年	増 減	
j	起	因	物	総	青	L	48	9	39
			原	動		機			
			動力	伝導	算 機	構			
働	力機	林	木材	加工	用機	械			
550	/J 1098	11114	建設	機	械	等	2		2
			金属	加工	用機	械			
			一 般	動っ	力 機	械			
物	上	げ	動力:	クレ	ーン	等			
装	置	運	動力	運	搬	機		4	-4
搬	機	械	乗		牧		1	1	
			圧 ;	カ	容	器			
				学	設	備			
	の_他			接	装	置			
				窯		等			
装	置	等	Đ,	気	設	備			
			人力	幾械			1		1
			用			_	1		1
			その他				1		1
	仮設物	• 5	建築物				5	3	2
物	質・材料	料	危険物	か・有			36		36
			材		米	¥			
	荷								
J	景		境		4		1	1	
	_		その						
そ	の	他	起因		な	L			
			分	類	不	能			

2 事故の型別労働災害発生状況

	人 和二年	平成30年	増減
	市和元年	平成30年	增
事故の型別総計	48	9	39
墜 落 ・ 転 落	5	2	3
転 倒			
激 突			
飛 来 ・ 落 下	2		2
崩壊・倒壊	1	1	
激突され	1		1
はさまれ・巻き込まれ		3	-3
切れ・こすれ			
踏み抜き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触	1		1
有害物等との接触			
感電			
爆 発			
破 裂			
火 災	36		36
交通事故 (道路)	2	3	-1
交通事故(その他)			
動作の反動、無理な動作			
そ の 他			
分類 不能			

4 年齡別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
全 年 齢	48	9	39
19 歳 以 下		1	-1
20歳以上29歳以下	18		18
30歳以上39歳以下	12	1	11
40歳以上49歳以下	10		10
50歳以上59歳以下	3		3
60 歳 以 上	5	7	-2

5 監督署別労働災害発生状況

	令和元年	平成30年	増 減
京都労働局	48	9	39
京都上署	5	3	2
京都下署	1	2	-1
京都南署	41	3	38
福知山署			
舞鶴署	1	1	
丹後署			
園部署			

※データは死亡災害報告による。

令和元年 死亡災害一覧

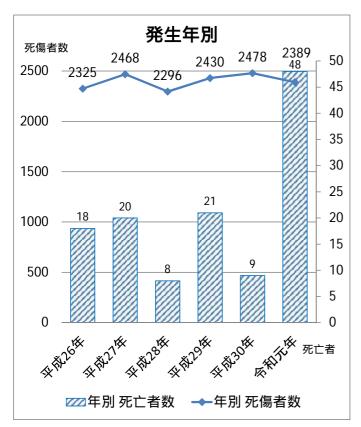
資料 3

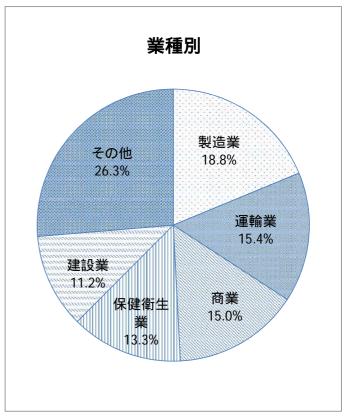
京都 労働 局 確定版

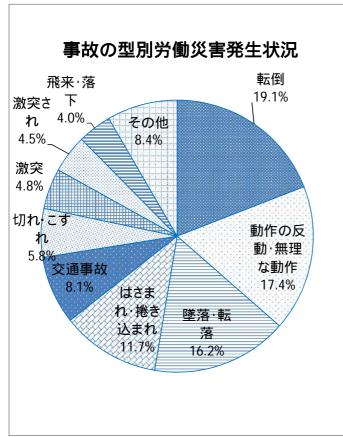
		T	T	ı	1	
	災害発生 月 時	業種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	1月	清掃業	用具	墜落、転落	男50代	ごみ焼却施設内で、高所から転落して
	1 時	(産業廃棄物 処理業)	(はしご等)	主/f 、 #4/f	10~29人	倒れているところを発見された。
2	2月	建設業	仮設物・建築 物・構築物等	墜落、転落	男70代	屋根修繕工事(瓦取替)において、労 働者2名で外部足場解体作業中、1名
	15時	(木造家屋建築 工事業)	(屋根、はり、もや、 けた、合掌)	空冷、粒冶	1~9人	が下屋根(高さ3.26m)から墜落し た。
3	2月	建設業	建設機械等	飛来、落下	男40代	豪雨被害による河川護岸の工事において、ドラグショベルを用いて土嚢(約1t)をつり下げ中、重機が河川に転落し、河川内で、土嚢袋
3	10時	(河川土木工 事業)	(掘削用機械)	/ (八)	1~9人	を誘導、据え付け中の作業者が下敷きになった。
4	2月	建設業	仮設物・建築 物・構築物等	墜落、転落	男40代	ホテル新築工事において、型枠の建て 込み作業中、足場外側に張られていた
4	10時	(鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	(足場)	堂洛、 転洛	1~9人	メッシュシートを突き抜けて足場外側 の地面まで落下した。
5	4月	運輸交通業	乗物	交 通 事 故	男70代	タクシーで走行中、対向車線の大型ト
5	11時	(ハイヤー・タ クシー業)	(乗用車、バ ス、バイク)	(道路)	30~49人	レーラーと正面衝突した。
6	5月	建設業	仮設物・建築 物・構築物等	墜落、転落	男20代	建物改修工事において、外部足場を組 立て作業中、梁から足を滑らせて10階
O	15時	(鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	(屋根、はり、もや、 けた、合掌)	空冷、料冶	1~9人	から2階に墜落した(高さ約20m)。
7	6月	商業	人力機械工具等	交通事故	女50代	自転車で新聞配達中、道路から畑の水
	4 時	(新聞販売業)	(人力運搬機)	(道路)	10~29人	路脇に転落(高さ約3m)した。
8 43	7月	映画・演劇業	危険物・ 有害物等	火災	男20代5名 女20代12名 男30代6名 女30代5名 男40代5名 男40代2名 女40代1名 男60代1名 計男14名女22名 総計36名	侵入者の放火により被災した。
	10時	(映画製作・配給業)	(引火性の物)		50~99人	
44	7月	製造業	環境等	高温・低温の物	男40代	工場内で製造作業中、熱中症により倒
44	17時	(紙加工品製造業)	(高温・低温環境)	との接角		れた。
45	9月	その他	建設機械等	激突され	男60代	橋梁の点検作業において、高所作業車 が坂道を逸走し、交通整理中の警備員
+0	15時	(警備業)	(高所作業車)	版 天 C 1	30~49人	が吸道を透定し、交通整理中の書補負に激突した。
46	9月	建設業	仮設物・建築 物・構築物等	墜落、転落	男70代	荷揚用開口部の養生作業中、墜落(高
40	11時	(鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	(開口部)	至冷、料冷	10~29人	さ3m)した。
47	10月	建設業	その他の装 置・設備	飛来、落下	男50代	超高圧洗浄機でコンクリートはつり作 業中、誤って洗浄ノズルが自身の右腹
7/	11時	(鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋建 築工事業)	(その他の装置・設備)	ルモハ、冷「	1~9人	部に向き、裂傷した。
48	10月	建設業	仮設物・建築 物・構築物等	崩壊、倒壊	男30代	解体工事において、ブロック塀をコン クリートカッターで切断作業中、当該
+0	11時	(その他の建築 工事業)	(建築物・構築物)	がない対象	1~9人	ブロック塀が倒れ、下敷きになった。
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

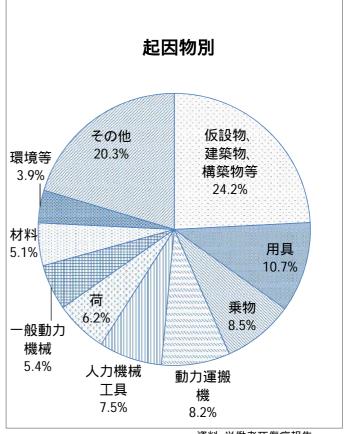
全産業 48 【製造業1 鉱 業0 建設業7 運輸業1 農林業0 商 業1 その他38】

令和元年 労働災害発生状況(グラフ) その1



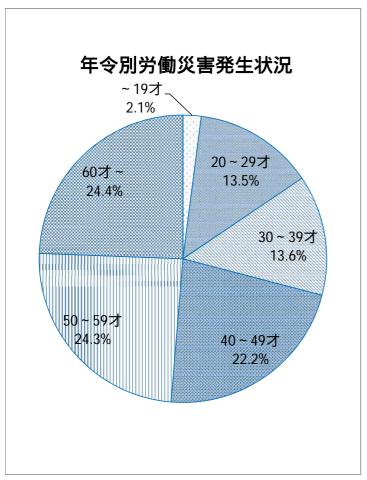


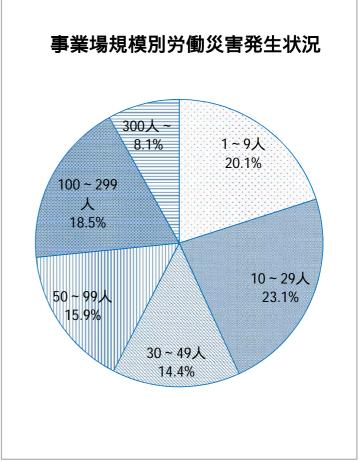


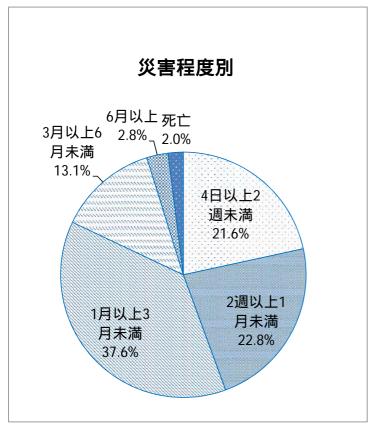


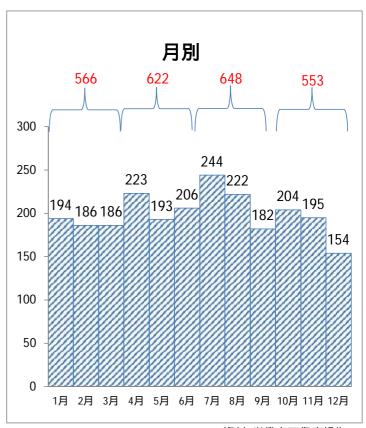
資料: 労働者死傷病報告

令和元年 労働災害発生状況(グラフ) その2









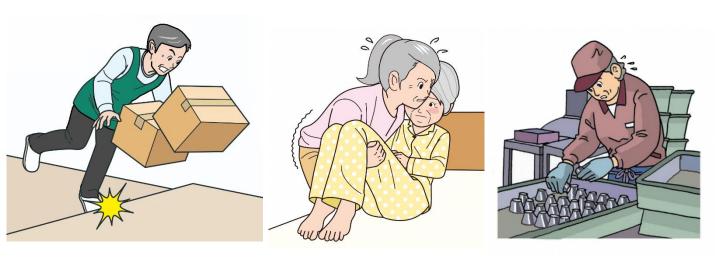
資料∶労働者死傷病報告

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。 60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。 特に商業や保健衛生業 をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾 向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜 落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

〈年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>

2018年 60歳 2008年 39歳 14% 60歳 40~ 以上 49歳 18% 30-39歳

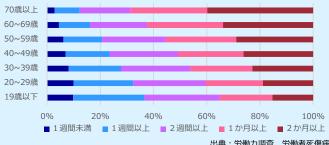
高齢者は身体機能が低下すること等により、 若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も 長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や什事に慣れていない人 を含めすべての働く人の労働災害防止を図る ためにも、職場環境改善の取組が重要です。

〈年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年〉



〈年齢別の休業見込み期間の長さ〉



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることの ある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行って ください。



😚 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

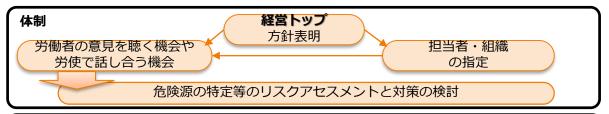
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者に求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具	具体的取組									
			予防	把握・気づき	措置					
場	安全	7	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)					
場のリスク	安全律生教育	育 E 文	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策					
ク	/ fi	1	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理					
			運動習慣、食習慣等の		健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)					
人の)		生活習慣の見直し	健康診断	健診後の面接指導、保健指導					
リスク			体力づくりの	安全で健康に働く	体力や健康状況に適合する業務の提供					
			自発的な取組の促進	ための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導					

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

公考慮事項**公**

・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリ ハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

☆考慮事項☆

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
 - ※フレイル:加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態 ※ロコモティブシンドローム:年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
 - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、 必要な対策を講じます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

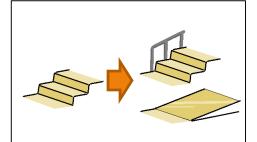
♥対策の例♥



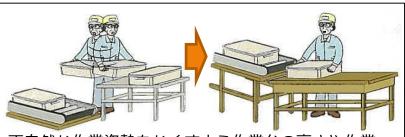
通路を含め作業場所の 照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい 中低音域の音、パトライト 等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能 な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業 対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気 性の良い服装を準備する





解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等 を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せ ず、こまめに清掃する

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シー ト)を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの 調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

ガイドラインの概要

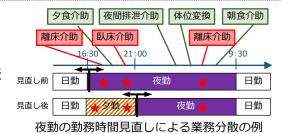
(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直し を検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

♥対策の例♥

く共通的な事項>

・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫 することで高年齢労働者が就労しやすくします (短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)



- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に 配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間 の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理の ない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような 取組を実施するよう努めます

♥取組の例♥

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象になら ない者に対して、事業場の実情に応じて、健康 診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力 チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜 その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目(フレイルチェック)等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業 に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏 まえてルール化するようにします

公考慮事項公

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者 が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされ ており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働 時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



公考慮事項**公**

・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な 話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況 に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

☆考慮事項☆

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方の二ーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増 進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

♥対策の例♥

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写 真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を 行います

公考盧事項公

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と 対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康 や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の 健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保 険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認 します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習 慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例 「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- ▶ 厚生労働省ホームページ
 - (先進企業) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html (製造業) https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html
- ▶ 独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html

国による支援等(令和2年度)

エイジフレンドリー補助金 (新設)

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください ※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

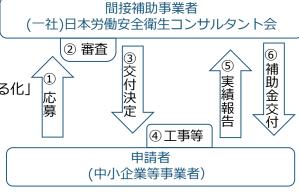
- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費 【措置の例】

- ○高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- ○健康確保のための取組
 - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ○高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、 厚生労働省ホームページを確認してください。





厚生労働省

> 補助金

中小規模事業場の安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、 高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、 事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は 無料です!



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- · 中央労働災害防止協会
- ·建設業労働災害防止協会
- · 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会
- · 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課

技術管理部指導課

技術管理部

教育支援課

技術管理部

03-3452-6366 (製造業等関係)

03-3453-0464 (建設業関係)

03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)

(林業・木材製造業関係) 03-3452-4981

03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働 衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 【問い合わせ先】

> 電話:03-3453-7935 ホームページ: https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について

65歳超雇用推進プランナー 高年齢者雇用アドバイザー にご相談ください!



65歳超雇用推進プランナー・ 高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている 外部の専門家です。

- ●企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだこと のある人事労務管理担当経験者
- ●経営コンサルタント ●社会保険労務士
- ●中小企業診断士
- ●学識経験者

など



6 5歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇 用アドバイザーは、全国のハローワークと 連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた 取組を支援しています!

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的 かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



- 〇お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(http://www.jeed.or.jp)から ご覧いただけます。
- ○「65歳超雇用推進事例サイト(https://www.elder.jeed.or.jp/)」により、65歳を超える人事制度を導入 した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

